

**振り込め詐欺の振込先に使用された預金口座の名義人につき過失による幫助が認められた事例**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和 5 年 2 月 22 日  
【事件番号】 令和 2 年（ワ）第 9401 号  
【事件名】 不法行為等に基づく損害賠償請求事件  
【裁判結果】 一部認容、一部棄却  
【参照法令】 民法 719 条  
【掲載誌】 判時 2592 号 101 頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25610092

青山学院大学准教授 竹村壮太郎

**事実の概要**

Xは、A社の従業員と名乗る複数の者から、競馬予想のプロが勧める勝馬投票券を購入して配当する事業を行っており、高配当を得られる、との説明を受けて投資を勧誘され、指定の複数の口座に多額の金員を振り込んだところ、上記投資は架空のものであり、これを詐取された。このことにつき、Xが、振込先の口座の名義人であったY<sub>1</sub>～Y<sub>6</sub>に対して、本件詐欺に関与し、または少なくとも本件詐欺を容易にし、もってこれを幫助したとして、民法 709 条または民法 719 条 2 項、1 項に基づき、損害賠償を請求した。

**判決の要旨**

裁判所は、Yらいずれについても、本件詐欺への関与についての不法行為責任の成立は否定したが、おおよそ次のように述べて、Y<sub>1</sub>～Y<sub>4</sub>、Y<sub>6</sub>につき、民法 719 条 2 項、1 項に基づき、幫助による本件詐欺行為の実行者との共同不法行為責任の成立を認めた。すなわち、「犯罪収益移転防止法の諸規定からすれば、自己名義の預貯金口座を他人に使用させることは原則許されず、通常の商取引又は金融取引として行われるものであるなどといった正当な理由がある場合に限り例外的に許容されるにすぎないと解される」。「被告ら名義の口座をAの送金先として利用することができる状況にあったのだから、客観的にみて、Aの関係者

において本件詐欺行為を行うことが容易な状況にあったといえる」。Y<sub>1</sub>らはキャッシュカードや通帳を第三者に提供しているところ、「いわゆる振り込め詐欺や闇金業者等による預金口座の悪用が大きな社会問題となっている現状において」、自己名義の預金口座の預貯金通帳やキャッシュカード及び暗証番号を第三者に提供する行為が「およそ通常の商取引からかい離れた、犯罪につながりかねないものであることは、社会常識として一般に明らかといえる。そして、上記提供につき正当な理由となり得る事情も何らうかがわれないことからすれば」、Y<sub>1</sub>らは、「少なくとも上記提供により当該預金口座が不正に利用されることを認識し得たというべきであり、それにもかかわらず「これを認識せずに漫然と上記提供をしたのであるから、過失により本件詐欺行為を幫助したものと認められる」。しかし、Y<sub>5</sub>については、自身の意思に基づいてキャッシュカード等を第三者に提供したものは認められないとされ、幫助の責任は認められなかった。

なお、Xについても、高額な配当が得られるといった説明を信用し、利益が得られないまま漫然と振り込み続けたことなどから、その過失は相当に重いものといえるとして、Y<sub>1</sub>～Y<sub>4</sub>、Y<sub>6</sub>それぞれにつき、5割の過失相殺が認められた。

**判例の解説****一 本判決の意義**

本件は、いわゆる振り込み詐欺の振込先として利用された預貯金口座の名義人につき、その幫助の不法行為責任が問われた事案である。近年この種の特種詐欺事件の被害が多発しているところ、詐欺の実行者の所在が不明である場合や、その者に賠償資力がない場合があり、被害の救済が困難となる例が少なくない。そこでその救済を図るため、実行者ではなくその実行を容易にした者に、幫助の責任を問う場面が増加している<sup>1)</sup>。そのなかで本判決は、振り込み詐欺の実行のための口座を利用するにあたり、預貯金通帳やキャッシュカードを第三者に提供した者に、過失による幫助の責任を認めたものである。以下でみるように、そもそも過失の場合にまで幫助の責任を認めるべきかどうかについては、これまで議論がなされてきた。しかしながら本判決は、その過失を比較的容易に認めたよううかがわれ、今後の同種の詐欺被害に対する救済方法を見極めるうえでも、注目すべき判決と位置付けられよう。

## 二 過失による幫助の責任について

### 1 不法行為法における幫助

民法719条2項<sup>2)</sup>に規定される幫助とは、不法行為に利用される道具の提供など、他人の不法行為の実行を容易にする行為を指す<sup>3)</sup>。そして、その行為によって他人の不法行為が実行されることで、幫助の責任は成立する。

ただ、この幫助は、故意に限らず、過失によっても成立しうるのかについては、かねてから議論がなされてきた。仮にこれが認められるのであれば、本件のような特殊詐欺にあっても、過失があるに過ぎない幫助者も実行者とともに民法719条1項の共同不法行為責任を負い、損害の全部について、連帯して責任を負わなければならないこととなるからである。

この点、通説は、過失による幫助も認められるものと解している。民法は、刑法と違い、損害の補填を目的とするものであり、原則として故意と過失とを区別していない、というのがその理由である<sup>4)</sup>。実務も同様に解しており、これまで過失による幫助を認めた下級審裁判例は少なくない。詐欺行為に関連するものでも、以下のものがある。例えば、①いわゆる原野商法について、それに用いられた土地を売却した者につき、売却を避けるべき注意義務があったとして、過失による幫

助が認められた例がある（大阪地判平6・4・22判時1519号103頁）。また、詐欺に用いられる携帯電話の貸与や電話の転送サービスは、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法上で問題となりうるどころ、②いわゆるデート商法に用いられた電話を貸与した者に、相手の使用目的などを確認しなかったことから、未必的な故意、それがなくとも過失による幫助があったものとした例がある（仙台高判平30・11・22判時2412号29頁）。さらに、本件と同様に、騙取金の振込先として利用された預貯金口座への関与が取り上げられたものとしては、③不詳者からの依頼に基づき、詐欺に利用された口座を開設し、通帳等を譲渡した者につき、かかる行為の危険性を認識すべきであったとして、過失による幫助を認めた例（静岡地判平17・1・11判時1893号79頁）があるほか、④いわゆるロト6詐欺にあたり、口座利用のために本人確認書類を第三者に送付し、銀行口座にかかる書類も転送していた者らにつき、自らの行為が違法行為に使われている可能性が高いことは容易に知り得たとして、過失による幫助を認めた例がある（東京地判平28・3・23判時2318号40頁）。

しかしながら、以上の通説、実務に対して、慎重な見方も少なくない<sup>5)</sup>。例えば、過失による幫助までを認めると正当な社会活動までも民事責任の対象にされかねない、として、幫助の成立には相応の違法性が必要であり、過失ではその実質に欠ける、と指摘するものがある<sup>6)</sup>。また、過失による幫助の余地を認めつつ、その幫助性を認めるにあたっては、具体的な法益侵害のリスクを伴うとの認識を前提に、自己の行為がその法益侵害を容易、促進することについての故意、少なくともその立証に代わるほどの軽率性が必要となる、として、共同不法行為の成立範囲を慎重に見極めるものもある<sup>7)</sup>。実のところ、先に挙げた裁判例にあっても、被告の過失の程度がそれなりに重いものと解される事案が多かったことには留意が必要であろう。例えば、先に挙げた①における被告は土地取引に専門知識を持つ者であり、土地の売却にあたって現に異常を感じていたことが認められていたものである。②における被告は、法律上本人確認義務が求められている業者であり、しかも携帯電話のレンタルが犯罪に悪用されることも警察から指摘されていたという。また、③の被告は、自分で口座を開けないとなど述べる、場外馬券上

で出会った不詳者からの依頼を受けて口座開設をした者であり、④の被告も、送られてくる封筒を開封することなく第三者に転送するという内職に自ら参加し、しかもその内職の報酬は作業量に比して高額であったというのである。いずれにしても、従来の実務も、実際には、その具体的な状況に鑑みて、過失の認定を慎重に行ってきたことはうかがわれよう。

## 2 本判決における過失による幫助

さて、本判決はまず、本件におけるYらの行為が本件詐欺行為の実行を容易な状況にしたことを確認し、幫助の成立を認めている。振り込め詐欺などの特殊詐欺にあつては、騙取金の送金手段として、他人名義の預貯金口座などが利用されている<sup>8)</sup>。それゆえ、その口座の運用に必要となる預貯金通帳やキャッシュカードの提供なども、そうした詐欺行為を容易にするための道具を提供している点では、その幫助にあたりうることは明らかであろう。

ただ、本判決がYらの過失を認めた点には、注視する必要がある。判旨のとおり、本判決は、犯罪収益移転防止法の規定（28条2項等）と「社会常識」を挙げ、Yらの行為が過失によるものであるとの評価を導いている。これは、同法により原則として預貯金通帳等の提供が原則違法となるものと解したうえで、そうである以上、具体的な法益侵害への認識を問わず（むしろ常識的に認識すべきであるゆえに）、幫助の過失を認めようとしたものであろう。本判決がYら主張の事情（例えば、Y<sub>1</sub>は、融資を申し込んだ際に求められて提供したものであり、不正利用される認識がなかったと主張していた）を取り合っていないことから、このことがうかがわれる。もっとも、本判決が挙げる犯罪収益移転防止法28条2項は刑罰法規であり、そこで違法とされる行為も、相手方が「他人になりすまして特定事業者……との間における預貯金契約……に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として」いたことの「情を知って」した行為に限られている。そうだとすると、同法の規定から、預貯金通帳等の提供そのものが民事上も違法となるとの前提を導き出すことができるかは、なお検討を要しよう。それにもかかわらず本判決がかような判断を示したのは、幫助者の認識まで問うことは、現実的には困

難であることが少なくないことによる<sup>9)</sup>。実際、本件でも、「Aの関係者が被告ら名義の口座に係る通帳又はキャッシュカード並びに暗証番号を手にした経緯は明らかではな」く、Yらがそれぞれいかなる状況でそれを提供したかも明確に認定されていない。ただ、こうした理解からすると、預貯金通帳等の提供行為は、その経緯にかかわらず、基本的にそれ自体で幫助者の過失を基礎付けることにもなりうる（本判決からすれば、Yら主張の事情も「正当な理由」には該当しないものと思われる）。この点で本判決は、従来の裁判例の傾向と比較しても、幫助にかかる過失の認定を大幅に緩和し、被害者の救済への入口を広げたものと捉えることができる（もちろん、Y<sub>2</sub>の幫助の責任が否定されているとおり、本判決によっても、自らの意思に基づいてそれを提供したこと自体は必要とされている）。

## 三 過失相殺について

ところで、本判決はYらの過失責任を認める一方で、各自5割の過失相殺も認めている。共同不法行為における過失相殺は、絶対的な割合が認定できる場合にはいわゆる絶対的過失相殺により（最判平15・7・11民集57巻7号815頁）、それが困難である場合には相対的過失相殺の方法によるとされる（最判平13・3・13民集55巻2号328頁）。本件のように詐欺の実行者と過失の幫助者では不法行為の質的な相違があるため、絶対的な過失割合の評価は困難となろう<sup>10)</sup>。本判決も、「詐欺行為を幫助した上記被告らとの損害の公平な分担の観点から過失相殺」を検討するものとしており、相対的な過失割合の評価を前提としているようにうかがわれる。

もっとも、その過失相殺にも、なお検討の余地がある。本判決は、「高額の配当が得られるといった説明を信用したこと自体、軽率」であるなどとして、原告の過失は相当に重いものと評価する。しかしながら、Yらの行為は、振り込め詐欺という、被害者の軽率さを利用する（おそらく）故意の不法行為を幫助したものであることに鑑みれば、当然に過失相殺が認められるかは疑問であろう（こうした例に、東京地判平22・12・22消ニ87号203頁）。仮に相対的な評価を徹底するというのであれば、Yらの幫助に関して被害者の過失があったかどうかを考慮すべきであり、詐欺に遭った事情は実行者との関係でこそ考慮されるもので

ある。それでも本判決が5割もの過失相殺を認めているのは、先にYらの幫助に過失を認めたこととのバランスを図る趣旨ともみることができる。すなわち、既述のとおり、本判決は、犯罪収益移転防止法と「社会常識」を通じ、実際の提供の経緯に立ち入らずに、Yらの幫助の過失を認めている。ただその結果、幫助者に過ぎず、しかもその幫助の状況も必ずしも明らかではないYらも共同不法行為責任を負い、損害の全額を被害者に対して賠償しなければならなくなる。そこで、Yらの負担を調整するため、減責が認められているものとも解しうるのである。この観点からすれば、本判決が認める減責は、その違法性を踏まえた、いわゆる寄与度減責に通じるものと理解されることとなる<sup>11)</sup>。

#### 四 おわりに

本判決が、犯罪収益移転防止法を念頭に、預貯金通帳等の提供につき比較的容易に過失による幫助を認めたことは、事案の解決としては合理性を持つものといえよう。この種の特殊詐欺にあっては、幫助者は多数に及び、またいかなる状況で幫助がなされたかを逐一証明することも困難である場面が少なくないからである。ただし、そうすると実際には法益侵害の認識までは有さずにそれを提供した者も、詐欺の実行者とともに共同不法行為責任を負うこととなる。それが不都合である場面（例えば、提供した者も被害者と評価できる事案。逆に、本件でも、実はYらの提供が具体的な法益侵害の認識を伴うものであったならば、減責は認められるべきではない）にあっては、寄与度減責などを用いた責任の調整が有用となる<sup>12)</sup>。確かに、学説の指摘するとおり、過失による幫助を広く認めることは、それ自体中立とも思える行為にも責任を認め、共同不法行為責任の範囲を拡大するおそれがある。しかし、預貯金通帳等は他人に譲り渡すことが通常は想定されないものであり<sup>13)</sup>、他人名義の口座が詐欺の実行に用いられていることが常態であるとすれば、民事上も、その提供行為が自体から、厳しく評価する必要がある。

#### ●—注

1) こうした動向についての指摘は、若林三奈「判批（東京高判平29・12・20）」現消45号（2019年）81頁、などを参照。

2) なお、近年の支配的な学説は、同条項を確認的な規定に過ぎないものと解している。すなわち、民法719条1項前段の「共同」性は客観的な共同性をも含むものと解されており、そうであれば幫助もまた、民法719条1項の「共同の不法行為」に該当しうからである。この点は、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』（信山社、2011年）173頁などを参照。本判決は、民法719条2項、1項を適用しているものの、これは原告がそのように主張していたことによるものであり、この点に踏み込んだものではない。

3) 潮見・前掲注2) 172頁。

4) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（青林書院、1985年）797頁。

5) 以下で挙げる以外にも、いわゆる主観的共同説の立場からは、共同不法行為の成立に意思的な関与を求めるゆえに、この点は否定的に解される。例えば、能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察（8・完）」法協102巻12号（1985年）65頁。

6) 堀切忠和「判批（東京地判平21・3・25）」金判1336号（2010年）212頁。

7) 若林・前掲注1) 85頁、86頁。

8) その実態については、飯利雄彦「振り込み詐欺対策の経緯」警論62巻7号（2009年）27頁、28頁、参照。

9) 犯罪収益移転防止制度研究会（編）『逐条解説 犯罪収益移転防止法〔全訂版〕』（東京法令出版、2023年）620頁、625頁によれば、犯罪収益移転防止法28条は、詐欺の共犯の認識を有しない者に対応するために設けられたものであるとされ、同条2項の責任についても、薄々勘付いていた程度でもそれを認容している場合には認められうるとされている。本判決は、その趣旨を民事責任においても展開するもののようにも見受けられる。

10) 中村也寸志「判解（最判平15・7・11）」曹時56巻10号（2004年）201頁は、絶対的な割合の認定が困難となる例として、故意の共同不法行為者と過失の共同不法行為者がいる場合を挙げる。

11) 過失による幫助を認めた裁判例は、しばしば過失相殺も認めているが、これも同様の主旨を含むものと思われる。例えば、④判決でも過失相殺が認められているが、上杉めぐみ「判批（東京地判平28・3・23）」リマークス56号（2018年）57頁も、これを寄与度が低いという点を重視したことによるものと評価されている。過失を広く認める本判決においては、こうした減責がより重要となる。

12) 減責の活用の方向性については、最近、須加憲子「組織的詐欺商法と幫助（719条2項）についての一考察—719条1項後段と2項の関係—」専法147号（2023年）206頁が示唆されている。

13) 犯罪収益移転防止制度研究会（編）・前掲注9) 622頁、参照。